

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

改 正 案（新旧対照文）

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

現行	改正案	解説
<p style="text-align: center;">淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第4条）</p> <p>第2章 淀川管内河川レンジャー（第5条 - 第24条）</p> <p>第3章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会（第25条 - 第30条）</p> <p>第4章 河川レンジャー運営会議（第31条 - 第38条）</p> <p>第5章 淀川管内河川レンジャー会議（第39条 - 第43条）</p> <p>第6章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会（第44条 - 第51条）</p> <p>第7章 講座（第52条 - 第57条）</p> <p>第8章 雑則（第58条）</p> <p>附則</p>	<p style="text-align: center;">淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第54条）</p> <p>第2章 淀川管内河川レンジャー（第65条 - 第264条）</p> <p>第3章 淀川管内河川レンジャー代表者会議（第27条 - 第35条）淀川管内河川レンジャー検討懇談会（第25条 - 第30条）</p> <p>第4章 河川レンジャー運営会議（第3631条 - 第4338条）</p> <p>第5章 淀川管内河川レンジャー会議（第4439条 - 第4943条）</p> <p>第6章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会（第44条 - 第51条）</p> <p>第67章 講座・研修（第4952条 - 第5357条）</p> <p>第78章 雑則（第5458条 - 第55条）</p> <p>附則</p>	<p>凡例 赤字：追加・変更 青字：削除</p>
<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この運営要領は、淀川河川事務所管内（以下「淀川管内」という。）において活動する淀川管内河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の運営について定めるものである。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この運営要領は、淀川河川事務所管内（以下「淀川管内」という。）において活動する淀川管内河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の運営について定めるものである。</p>	
<p>（河川レンジャーを運営する組織）</p> <p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>（1）淀川管内河川レンジャー検討懇談会（以下「懇談会」という。）</p> <p>（2）河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。）</p> <p>（3）淀川管内河川レンジャー会議（以下「レンジャー会議」という。）</p> <p>（4）淀川管内河川レンジャー推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）</p> <p>（5）講座</p>	<p>（河川レンジャーを運営する組織）</p> <p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>（1）淀川管内河川レンジャー代表者会議（以下「代表者会議」という。）淀川管内河川レンジャー検討懇談会（以下「懇談会」という。）</p> <p>（2）河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。）</p> <p>（3）淀川管内河川レンジャー会議（以下「レンジャー会議」という。）</p> <p>（4）淀川管内河川レンジャー推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）</p>	<p>[第1項]</p> <p>代表者会議を新設し、懇談会と推薦委員会を統合して移行するため、追加・削除します。また、講座は組織ではなく、事業であるため、当該条文から削除します。</p>

現行	改正案	解説
<p>2 前項各号に掲げる組織は、淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。</p> <p>3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 1・2）に示すとおりとする。</p> <p>4 第1項第2号に規定する運営会議は、次の各号に掲げる淀川河川事務所の出張所区分ごとに設置するものとする。</p> <p>（1）福島・毛馬出張所</p> <p>（2）枚方出張所</p> <p>（3）高槻・山崎出張所（大阪府域）</p> <p>（4）伏見・桂川・山崎出張所（京都府域）</p> <p>（5）木津川出張所</p> <p>5 前項の規定により設置した運営会議の名称は、「管内河川レンジャー運営会議」とし、「 」には前項各号に掲げる名称を記載するものとする。</p> <p>6 事務所長は、第4項の規定に基づき運営会議を設置するに当たっては、「河川レンジャー運営会議運営要領」（以下「運営会議運営要領」という。）を別途定めるものとする。</p>	<p>（5）講座</p> <p>2 前項各号に掲げる組織は、淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。</p> <p>3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 1・2）に示すとおりとする。</p> <p>4 第1項第2号に規定する運営会議は、次の各号に掲げる淀川河川事務所の出張所区分ごとに設置するものとする。</p> <p>（1）福島・毛馬出張所</p> <p>（2）枚方出張所</p> <p>（3）高槻・山崎出張所（大阪府域）</p> <p>（4）伏見・桂川・山崎出張所（京都府域）</p> <p>（5）木津川出張所</p> <p>5 前項の規定により設置した運営会議の名称は、「管内河川レンジャー運営会議」とし、「 」には前項各号に掲げる名称を記載するものとする。</p> <p>6 事務所長は、第4項の規定に基づき運営会議を設置するに当たっては、「河川レンジャー運営会議運営要領」（以下「運営会議運営要領」という。）を別途定めるものとする。</p>	<p>[第6項]</p> <p>河川レンジャー運営会議運営要領は、河川レンジャーの活動報告・報酬・交通費・活動に必要な経費・活動に必要な物品に関する内容を規定しており、運営会議に関する事項を規定していません。</p> <p>このため、「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領施行細則」として別途定めることとし、当該条文を削除します。</p>
	<p>（河川レンジャーを運営する事業）</p> <p>第3条 河川レンジャーを運営するための事業は、次の各号に掲げる事業をもって構成する。</p> <p>（1）講座</p> <p>（2）研修</p>	<p>第2条に規定していた講座、第8回懇談会（H19.11.30）での意見を踏まえた河川レンジャーの技能や能力を向上するための研修を河川レンジャーを運営するための事業として明記しました。</p>
<p>（淀川管内河川レンジャー運営業務等）</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項第1号から第4号までに規定する組織を運営するために「淀川管内河川レンジャー運営業務」（以下「運営業務」という。）の委託契約を行うものとする。</p> <p>2 事務所長は、前条第1項第5号に規定する講座を運営するために「淀川管内河川レンジャー講習会等運営業務」（以下「講座運営業務」という。）の委託</p>	<p>（淀川管内河川レンジャー運営業務等）</p> <p>第4条 事務所長は、河川レンジャー及び第2条前条第1項各号第1号から第4号までに規定する組織並びに前条各号に規定する事業を運営するために「淀川管内河川レンジャー運営業務」（以下「運営業務」という。）の委託契約を行うものとする。</p> <p>2 事務所長は、前条第1項第5号に規定する講座を運営するために「淀川管内河川レンジャー講習会等</p>	<p>[第2項]</p> <p>講座は、平成20年度から、河川レンジャー</p>

現行	改正案	解説
<p>契約を行うものとする。</p>	<p>運営業務(以下「講座運営業務」という。)の委託契約を行うものとする。</p>	<p>の有志、センター河川レンジャー、淀川河川事務所及び運営業務受託者で組織した「講座研修実行委員会」で企画・運営を行っているため、当該条文を削除します。</p>
<p>(経費の負担) 第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。 (1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用 (2) 懇談会、運営会議、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用</p>	<p>(経費の負担) 第5条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。 (1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用 (2) 代表者会議懇談会、運営会議、レンジャー会議、推薦委員会及び講座及び研修の開催運営費用</p>	
<p>第2章 淀川管内河川レンジャー</p> <p>(河川レンジャーの構成) 第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 河川レンジャー (2) 淀川管内センター河川レンジャー(以下「センター河川レンジャー」という。) 2 河川レンジャー及びセンター河川レンジャーは個人とする 3 河川レンジャーは、第2条第4項に規定する運営会議ごとに所属するものとする。 4 第3項の規定により配属された河川レンジャーの名称は、「管内河川レンジャー」とし、「」には第8条に規定する担当出張所の名称を記載するものとする。</p>	<p>第2章 淀川管内河川レンジャー</p> <p>(河川レンジャーの構成) 第6条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 河川レンジャー (2) 淀川管内センター河川レンジャー(以下「センター河川レンジャー」という。) 2 河川レンジャー及びセンター河川レンジャーは個人とする 3 河川レンジャーは、第2条第4項に規定する運営会議ごとに所属するものとする。 4 第3項の規定により配属された河川レンジャーの名称は、「管内河川レンジャー」とし、「」には第10条に規定する担当出張所の名称を記載するものとする。</p>	
<p>(河川レンジャーの役割) 第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。 2 センター河川レンジャーは、前項に規定する役割</p>	<p>(河川レンジャーの役割) 第7条 河川レンジャーは、行政と住民との橋渡し役となつて間に介在して、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>	

現行	改正案	解説
<p>のほか、河川レンジャーとの連絡調整や河川レンジャーに関する広報を行うとともに、レンジャー会議に関する事務を担うものとする。</p>	<p>2 河川レンジャーは、自身の知識、能力、技術及び経験の進歩に応じて、次の各号に掲げる役割を担い、前項に規定する役割を果たすものとする。 (1) 地域住民が河川に関心を持つ機会を提供する役割 (2) 地域住民が河川と係わる機会を拡大する役割 (3) 地域住民(各世代間)の河川との関わりを促す役割 (4) 地域住民との意見交換を通じて河川との関わりを定着させる役割 3 2 センター河川レンジャーは、第1 前項に規定する役割のほか、河川レンジャーとの連絡調整や河川レンジャーに関する広報を行うとともに、レンジャー会議に関する事務を担うものとする。</p>	<p>[第2項] 河川レンジャーのステップアップの目標水準、再任審査の指標となる「河川レンジャーの新たな活動の展開を目指したプロセス」で示している河川レンジャーに求められる役割を運営要領に明記しました。</p>
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点) 第7条 河川レンジャーの活動範囲は、所属する運営会議が管轄する範囲とし、活動内容に応じて隣接する淀川水系まで活動範囲を拡大できる。ただし、他の運営会議が管轄する範囲及び管轄する範囲と隣接する淀川水系で活動する場合は、活動範囲となる運営会議事務局の承諾を得るものとする。 2 センター河川レンジャーの活動範囲は、原則として、淀川管内全域とする。</p>	<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点) 第8 7条 河川レンジャーの活動範囲は、所属する運営会議が管轄する範囲とする。とし、ただし、活動の目的内容に応じて淀川水系において隣接する淀川水系まで活動範囲を拡大できる。 2 前項ただし書きによるただし、活動範囲の拡大を行うに当たっては、他の運営会議が管轄する範囲及び管轄する範囲と隣接する淀川水系で活動する場合は、所属する運営会議又は担当出張所長活動範囲となる運営会議事務局の承諾を得るものとする。 3 2 センター河川レンジャーの活動範囲は、原則として、淀川水系管内全域とする。</p>	<p>[第1項・第2項] 活動範囲の拡大について誤解を招かないよう、表現を改めました。</p> <p>[第3項] 河川レンジャーの活動範囲との整合を図るために修正しました。</p>
<p>3 第2条第4項第1号から第3号までに規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。 4 第2条第4項第4号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、伏見出張所構内にある庁舎別館内に置く。 5 第2条第4項第5号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、木津川出張所管内にある北河原災害待機詰所内に置く。ただし、平常時のみの利用に限る。 6 センター河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。 7 第3項及び第6項に規定する活動拠点は、中央流</p>	<p>(河川レンジャーの活動拠点) 第9条 3 第2条第4項第1号から第3号までに規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。 2 4 第2条第4項第4号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、伏見出張所構内にある庁舎別館内に置く。 3 5 第2条第4項第5号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、木津川出張所管内にある北河原災害待機詰所内に置く。ただし、平常時のみの利用に限る。 4 6 センター河川レンジャーの活動拠点は、枚方出</p>	

現行	改正案	解説
<p>域センターと称する。</p> <p>8 第4項に規定する活動拠点は、上流域流域センターと称する。</p> <p>9 第5項に規定する活動拠点は、木津川出張所管内流域センターと称する。</p>	<p>張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。</p> <p>5 7 第1 3項及び第4 6項に規定する活動拠点は、中央流域センターと称する。</p> <p>6 8 第2 4項に規定する活動拠点は、上流域流域センターと称する。</p> <p>7 9 第3 5項に規定する活動拠点は、木津川出張所管内流域センターと称する。</p>	
<p>(河川レンジャーの担当出張所)</p> <p>第8条 第5条第3項の規定により配属された河川レンジャーの担当出張所は、河川レンジャーの活動範囲を管轄する出張所とする。</p>	<p>(河川レンジャーの担当出張所)</p> <p>第10 8条 第6 5条第3項の規定により配属された河川レンジャーの担当出張所は、河川レンジャーの主な活動範囲を管轄する出張所とする。</p>	
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第9条 河川レンジャーの定員は、出張所ごとに若干名とする。</p> <p>2 センター河川レンジャーの定員は若干名とする。</p>	<p>(河川レンジャーの人員定員)</p> <p>第11 9条 河川レンジャーの人員定員は、出張所ごとに若干名とする。</p> <p>2 センター河川レンジャーの人員定員は、若干名とする。</p>	
<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第10条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1) 満18歳以上の者であること。</p> <p>(2) 地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4) 講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6) 心身健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。</p> <p>(7) 河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。</p> <p>(8) この運営要領を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリ</p>	<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第12 10条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1) 満18歳以上の者であること。</p> <p>(2) 地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4) 講座の受受講を修了し、プレゼンテーションを実施し、代表者会議推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6) 心身健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。</p> <p>(7) 河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。</p> <p>(8) この運営要領を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p>	

現行	改正案	解説
<p>テーション技術)</p> <p>(2) コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3) 緊急時対応に関する知識</p> <p>(4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7) 郷土史への精通</p> <p>(8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験</p> <p>(9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10) 自然観察指導員の資格</p> <p>(11) 救急・救命法受講の経験</p>	<p>(1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2) コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3) 緊急時対応に関する知識</p> <p>(4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7) 郷土史への精通</p> <p>(8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験</p> <p>(9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10) 自然観察指導員の資格</p> <p>(11) 救急・救命法受講の経験</p>	
<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第11条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画基本案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) 防災・救援・救難の推進を図る活動 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</p> <p>(2) 河川の環境保全を図る活動 イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進 ロ 河川環境のモニタリング ハ 水質改善のための啓発活動</p> <p>(3) 河川の適正な利用の推進を図る活動 イ 河川利用者への安全指導 ロ 不法投棄の状況把握 ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習</p> <p>(4) 節水意識の普及・啓発活動</p> <p>(5) 日常的な河川管理活動 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進</p> <p>(6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動</p> <p>(7) 河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネートを図る活動</p>	<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第13-14条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画(案)基本案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との橋渡し役となって間に介在して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) 防災・救援・救難の推進を図る活動 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</p> <p>(2) 河川の環境保全を図る活動 イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進 ロ 河川環境のモニタリング ハ 水質改善のための啓発活動</p> <p>(3) 河川の適正な利用の推進を図る活動 イ 河川利用者への安全指導 ロ 不法投棄の状況把握 ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習</p> <p>(4) 節水意識の普及・啓発活動</p> <p>(5) 日常的な河川管理活動 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進</p> <p>(6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動</p> <p>(7) 河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネ</p>	

現行	改正案	解説
<p>(8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動 (9) 川の人材を育成する活動 (10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーとしてふさわしい活動を運営会議に提案することが出来る。</p> <p>3 センター河川レンジャーは、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、総括的活動及び他の河川レンジャーの活動支援を行うものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p>	<p>ネットを図る活動</p> <p>(8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動 (9) 川の人材を育成する活動 (10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーとしてふさわしい活動を運営会議に提案することが出来る。</p> <p>3 センター河川レンジャーは、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、総括的活動及び他の河川レンジャーの活動支援を行うものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p> <p>5 河川レンジャーは、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領施行細則」（以下「運営細則」という。）で定められた「活動の目安となる数値指標」を目標として活動しなければならない。</p>	<p>[第5項] 今回の懇談会で提案しました「レンジャー活動全体のレベルアップに向けた数値指標」を運営要領に反映しました。</p> <p>なお、具体の数値は、変更に伴う運営要領の改正を避けるため、運営細則で定めることになりました。</p>
<p>(河川レンジャー候補者の決定及び登録)</p> <p>第12条 河川レンジャー候補者の決定は、講座を受講し、河川レンジャー審査の申請を行った者を対象として、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」に基づいて推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 河川レンジャー候補者の登録は、前項の規定により決定した河川レンジャー候補者の中から希望する者を対象として、推薦委員会が行うものとする。</p> <p>3 河川レンジャー候補者の登録期間は3年間とする。</p> <p>4 推薦委員会は、河川レンジャー候補者に対し、登録証明書を発行する。</p> <p>5 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理を講じて取扱うものとする。</p> <p>6 推薦委員会は、登録期間が過ぎた河川レンジャー候補者の登録情報を抹消する。</p>	<p>削除</p>	<p>第9回懇談会（H20.4.17）で決定した河川レンジャー候補者登録制度の廃止に伴い、当該条文を削除します。</p>

現行	改正案	解説
<p>(河川レンジャー推薦者の決定及び推薦)</p> <p>第13条 河川レンジャー推薦者の決定は、前条第1項の規定により決定された河川レンジャー候補者を対象として、別途定める「淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領」に基づいて推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、前項の規定により河川レンジャー推薦者を決定したときは、運営会議に推薦するものとする。</p>	<p>(河川レンジャー推薦者の審査決定及び推薦)</p> <p>第14条 13条 代表者会議は、講座の受講を修了し、河川レンジャーの審査を申請し、プレゼンテーションを実施した者河川レンジャー推薦者の決定は、前条第1項の規定により決定された河川レンジャー候補者を対象として、別途定める「淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、公平中立な立場で審査を行い、河川レンジャーとして推薦する者を決定する推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 代表者会議推薦委員会は、前項の規定により河川レンジャーとして推薦する者を決定したときは、該当する運営会議に推薦するものとする。</p>	<p>第9回懇談会(H20.4.17)で決定した河川レンジャー候補者登録制度の廃止、今回の懇談会で提案しました推薦委員会の代表者会議への移行及び講座の仕組みの変更を反映した修正を行いました。</p>
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第14条 運営会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー推薦者の推薦を受けたときは、河川レンジャーとして任命するものとする。</p> <p>2 運営会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び懇談会に報告するものとする。</p> <p>3 センター河川レンジャーは、第3条第1項に規定する運營業務の受託者(以下「運營業務受託者」という。)が選出し、事務所長が任命する。事務所長は、センター河川レンジャーを任命したときは、懇談会、各運営会議及び推薦委員会に報告する。</p>	<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第15条 14条 運営会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー推薦者の推薦を受けたときは、河川レンジャーとして任命するものとする。</p> <p>2 運営会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び代表者会議懇談会に報告するものとする。</p> <p>3 センター河川レンジャーは、第4条3条第1項に規定する運營業務の受託者(以下「運營業務受託者」という。)が選出し、事務所長が任命する。事務所長は、センター河川レンジャーを任命したときは、代表者会議及び懇談会、各運営会議及び推薦委員会に報告する。</p>	
<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第15条 運営会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1) 活動の意志がないと認められるとき。</p> <p>(2) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(3) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき。</p>	<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第16条 15条 運営会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、審議を行い、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1) 活動の意志がないと認められるとき。</p> <p>(2) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(3) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき。</p>	

現行	改正案	解説
<p>(6) その他この運営要領に違反したと認められるとき。</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>4 運営会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長の了承を得て、当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>5 運営会議は、第3項の解任又は第4項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>6 運営会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(6) その他この運営要領に違反したと認められるとき。</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>4 運営会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長の了承を得て、当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>5 運営会議は、第3項の解任又は第4項の辞任の了承を行ったときは、代表者会議懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>6 運営会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第16条 河川レンジャーの任期は、任命された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>2 センター河川レンジャーの任期は定めないものとする。</p> <p>3 新規に任命された河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを試行期間とし、運営会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。</p>	<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第17条 16条 3 新任の新規に任命された河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを任期とし、これを試行期間とする。試行期間とし、運営会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。</p> <p>2 再任の河川レンジャーの任期は、再任された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間を任期とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 2 センター河川レンジャーの任期は定めないものとする。</p>	<p>同一の条文中で規定していた任期と再任を分離し、再任に関する条文を削除して、任期に関する条文に修正しました。</p>
<p>4 第1項ただし書きによる再任を行うに当たっては、運営会議において妥当性を確認したうえで運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。</p> <p>5 第3項の運営会議による審議の結果、継続が妥当であると判断されたときは、運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。</p>	<p>(河川レンジャーの再任)</p> <p>第18条 河川レンジャーは、2回を越えて再任されない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 地域住民との意見交換を通じて河川との関わりを定着させる役割を担っている者又は担うことが十分に期待できる者</p> <p>(2) 所属する運営会議において、他に同等の活動を担う河川レンジャーが存在していない者で継続することが不可欠な活動を行っている者</p>	<p>[第5項]</p> <p>今回の懇談会で提案しました「河川レンジャーの再任審査・任期」を運営要領に反映しました。</p>

現行	改正案	解説
	<p>2 運営会議事務局は、任期が満了となる河川レンジャーに対して、任期が満了となる年の1月末日までに再任の意志を確認しなければならない。</p> <p>3 1回目の再任の意志が認められた新任の河川レンジャーは、運営会議において試行期間の活動状況から、継続が妥当であると認められたときは再任する。</p> <p>4 2回目の再任の意志が認められた河川レンジャーは、運営会議において再任の妥当性を確認したうえで、代表者会議が再任の可否の審査及び再任の決定を行い、運営会議が代表者会議の議に基づき再任する。</p> <p>5 第1項ただし書きに該当する河川レンジャーの再任は、前項の再任手続きを準用する。</p> <p>6 運営会議は、第3項から第5項までの再任を行ったときは、事務所長及び代表者会議に報告するものとする。</p> <p>4 第1項ただし書きによる再任を行うに当たっては、運営会議において妥当性を確認したうえで運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。</p> <p>5 第3項の運営会議による審議の結果、継続が妥当であると判断されたときは、運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。</p>	
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第17条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末日までに担当出張所長に提出するものとする。</p> <p>2 担当出張所長は、前項の年間活動計画を確認し、事務所長の承認を経て、運営会議に提出するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を確認し、年間活動計画を決定するものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、年間活動計画(変更)を担当出張所長に提出し、事前に運営会議事務局の承諾を得て、事後に運営会議の承認を得るものとする。</p> <p>5 センター河川レンジャーは、年度ごとの年間活動</p>	<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第19条 17条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末日までに担当出張所長に提出しなければならないするものとする。</p> <p>2 担当出張所長は、前項の年間活動計画を確認し、事務所長の承認を経て、運営会議に提出するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を確認し、年間活動計画を決定するものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、年間活動計画(変更)を担当出張所長に提出し、事前に運営会議事務局の承諾を得て、事後に運営会議の承認を得るものとする。</p> <p>5 センター河川レンジャーは、必要に応じて年度ご</p>	<p>[第1項]</p> <p>河川レンジャーは、活動を実施することが目的ではなく、河川レンジャーとしての目標を定め、その目標を達成するために実施する手段が活動です。</p> <p>さらに、その活動に対して目標を持つことにより、河川レンジャーとしての目標に対する達成度が明らかとなります。</p> <p>これにより、運営会議等での助言・指導・支援が促進され、活動の進化や改善に取り組むことが可能となります。</p> <p>このため、年間活動計画には、河川レンジャーとして活動するうえでの目標とその目標を達成するための活動の目標を必ず決めて頂くように運用します。</p>

現行	改正案	解説
<p>計画を作成し、事務所長の承認を経て、該当する運営会議に報告するものとする。</p>	<p>との年間活動計画を作成し、事務所長の承認を経て、該当する運営会議に報告するものとする。</p>	
<p>(活動報告) 第18条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等を懇談会及び運営会議に報告しなければならない。 2 河川レンジャーは、活動日誌を運営業務受託者に提出するものとする。</p>	<p>(活動報告) 第20-18条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等を懇談会及び運営会議に報告しなければならない。また、必要に応じて代表者会議にも報告しなければならない。 2 河川レンジャーは、運営細則に基づき、活動日誌を担当出張所長運営業務受託者に提出しなければならないとするものとする。</p>	<p>[第1項] 代表者会議において、河川レンジャーによる活動報告の機会を常に設けることは困難であるため、必要が認められる場合に報告して頂くように変更します。 [第2項] 活動日誌は、担当出張所長が受け取り、内容を確認したうえで、運営業務受託者へ引き渡しています。また、提出期日や様式は、運営細則で規定しています。 このため、実態と整合させる修正をします。</p>
<p>(河川レンジャーの身分) 第19条 河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務受託者からの委嘱者とする。 2 センター河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務受託者の職員等とする。</p>	<p>(河川レンジャーの身分) 第21-19条 河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務受託者からの委嘱者とする。 2 センター河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務受託者の職員等とする。</p>	
<p>(河川レンジャーの報酬等) 第20条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。 2 河川レンジャーの報酬月額、運営会議運営要領の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。 3 交通費等は、運営会議運営要領の規定によるものとする。 4 河川レンジャーとしての活動が月間中に無い場合は、報酬を支給しない場合がある。 5 センター河川レンジャーの報酬は、運営業務受託者の定めによるものとする。 6 河川レンジャーは、第10条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第15条第1項第2号及び同条同項第4号並びに同条同項第5号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならない。</p>	<p>(河川レンジャーの報酬等) 第22-20条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。 2 河川レンジャーの報酬月額は、運営細則運営会議運営要領の規定によるものとする。ただし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。 3 交通費等は、運営細則運営会議運営要領の規定によるものとする。 4 河川レンジャーとしての活動が月間中に無い場合は、報酬を支給しないものとする。場合がある。 5 センター河川レンジャーの報酬は、運営業務受託者の定めによるものとする。 6 河川レンジャーは、第12-10条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第16-15条第1項第2号及び同条同項第4号並びに同条同項第5号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならない。</p>	<p>[第4項] 月間中に河川レンジャーとしてふさわしい活動が無いと判断できた場合は、報酬を必ず支給しないことを明記しました。</p>
<p>(経費及び報酬等の支払い)</p>	<p>(経費及び報酬等の支払い)</p>	<p>[第1項・旧第2項]</p>

現行	改正案	解説
<p>第21条 第4条第1項に規定する経費、前条第1項及び第2項に規定する報酬並びに前条第3項に規定する交通費等は、運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運營業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運營業務受託者に請求するものとする。</p> <p>3 センター河川レンジャーの報酬及び交通費等は、運營業務受託者の定めによって支払われるものとする。</p>	<p>第23-24条 第5-4条第1項に規定する経費、前条第1項及び第2項に規定する報酬並びに前条第3項に規定する交通費等は、運営細則に基づいて運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運營業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運營業務受託者に請求するものとする。</p> <p>2-3 センター河川レンジャーの報酬及び交通費等は、運營業務受託者の定めによって支払われるものとする。</p>	<p>河川レンジャーの報酬・交通費・活動に必要な経費の支払いの詳細は、運営細則で規定しているため、当該条文を修正・削除します。</p>
<p>(保険の加入)</p> <p>第22条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第17条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした障害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の障害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行わなければならない。</p>	<p>(保険の加入)</p> <p>第24-22条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第19-47条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び協力スタッフ並びに当該活動参加者を対象とした傷障害保険(レジャー保険等)、本人及び協力スタッフを対象とした賠償責任保険に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷障害保険(レジャー保険等)及び賠償責任保険への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行わなければならない。</p> <p>3 運營業務受託者は、前項の保険への加入に当たっては、運営細則で定められている保障内容を充たす契約であることを証明し、事務所長から承諾を得なければならない。</p>	<p>[第1項・第2項] 現在の保険への加入状況と整合した条文に修正します。</p> <p>[第3項] 保険は、契約金を支弁する責任者である事務所長の承諾を得たうえで、契約を締結することになりました。</p>
<p>(事故の責任)</p> <p>第23条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第17条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運營業務受託者が負うものとする。</p>	<p>(事故の責任)</p> <p>第25-23条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第19-47条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運營業務受託者が負うものとする。</p>	
<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第24条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを後方から支援するものとする。</p>	<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第26-24条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを後方から支援するものとする。</p>	

現行	改正案	解説
<p>第3章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会</p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第25条 懇談会は、運営会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行うとともに、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び展開計画等について提言を行う。</p>	<p>第3章 淀川管内河川レンジャー代表者会議</p> <p>(代表者会議の役割)</p> <p>第27条 代表者会議は、運営会議及びレンジャー会議が活力ある組織として力を発揮でき、河川レンジャーを定着させ、発展させるよう、河川レンジャーの取り組みを統括する組織として、次の各号に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1) 河川レンジャーの仕組み、基準及び連携強化方策に関する検討・策定</p> <p>(2) 新規河川レンジャー展開計画の承認</p> <p>(3) 運営会議又はレンジャー会議若しくは河川管理者から報告又は提案された事項の検討</p> <p>(4) 河川レンジャーの審査申請の受付及び審査に用いる情報の収集並びにプレゼンテーションの開催</p> <p>(5) 河川レンジャーの審査を申請した者の審査及び河川レンジャーに推薦する者の決定並びに運営会議への推薦</p> <p>(6) 河川レンジャーの再任審査及び再任の決定並びに運営会議への再任要請</p> <p>(7) 河川レンジャーへの指導及び助言</p> <p>(8) 河川レンジャーへの支援方策の検討及び支援</p> <p>(9) その他必要と認められる事項</p>	<p>今回の懇談会で提案しました「河川レンジャー検討・運営組織の改組」を運営要領に反映し、これまでの懇談会と推薦委員会の役割を併せ持つ代表者会議を規定しました。</p> <p>代表者会議の役割には、これまでの懇談会の役割に、第4号から第7号までに示す役割が新たに加わりました。</p>
<p>(懇談会の構成)</p> <p>第26条 懇談会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2) 運営会議代表者 5名</p> <p>(3) 大阪府河川室 1名</p> <p>(4) 京都府河川整備管理室 1名</p> <p>(5) 大阪市河川管理事務所 1名</p> <p>(6) 京都市河川課 1名</p> <p>(7) 淀川河川事務所長</p>	<p>(代表者会議の構成)</p> <p>第28条 代表者会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者等 3名</p> <p>(2) 運営会議代表者 5名</p> <p>(3) 運営会議代表河川レンジャー 5名</p> <p>(4) レンジャー会議座長(センター河川レンジャー)</p> <p>(5) 自治体代表(大阪府・京都府・大阪市・京都市) 4名</p> <p>(6) 淀川河川事務所長</p>	<p>[第1項]</p> <p>事務所長は、推薦委員会ではオブザーバーでしたが、代表者会議では、事業者責任を果たすため、河川レンジャーに係わる審査も委員として携わります。</p>
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第27条 懇談会の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。</p>	<p>(代表者会議の組織)</p> <p>第29条 代表者会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。</p>	<p>[第1項、第4～9項]</p> <p>懇談会の条文を概ね踏襲しています。</p>

現行	改正案	解説
<p>2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 座長は、会務を総理する。</p> <p>7 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。</p> <p>8 前条第1号を除く委員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>9 懇談会は、委員総数の過半数をもって成立する。</p>	<p>2 前条第1号に規定する委員は、事務所長が選任する。</p> <p>3 前条第5号に規定する委員は、事務所長が自治体の長又は河川担当部局等に選任を依頼する。</p> <p>4 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは、第17条各項に規定する任期に準じる。</p> <p>5 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>6 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>7 代表者会議に会長及び副会長を置き、前条第1号から第3号までの委員から、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>8 会長は、会務を総理する。</p> <p>9 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>10 前条第1号及び第2号を除く委員については、代表者会議への代理出席を認めるものとする。ただし、第14条第1項に規定する河川レンジャーの推薦を審査・決定するときは、プレゼンテーションに出席した者又は記録映像を視聴した者でなければならない。</p> <p>11 代表者会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第14条第1項に規定する河川レンジャーの推薦を審査・決定するとき、第18条第4項及び第5項に規定する河川レンジャーの再任を審査・決定するときは、第28条第3号及び第4号の委員は、議決権を持たないものとする。</p>	<p>[第10項ただし書き] 第4回推薦委員会（H19.8.28）での意見及び平成20年度の実績を踏まえ、河川レンジャーへの推薦を審査して頂く委員は、プレゼンテーションにコメンテーターとして出席又は出席が困難であったため記録映像を視聴し、プレゼンテーションの記録・評価を行って頂いた委員とするため、当該条文を設けました。</p> <p>[第11項] 河川レンジャーの取り組みを統括する組織であるため、多数の委員の出席が得られることが必要であり、また、多くの委員は代理出席を認めていることから、懇談会よりも厳しい推薦委員会の条文を踏襲しました。</p> <p>[第11項ただし書き] 第10回懇談会での意見を踏まえ、運営会議代表河川レンジャー及びセンター河川レンジャーは、河川レンジャーによる自主的な運営への移行期である現時点では、河川レンジャーの推薦・再任の審査の際には、議決権を持たないことにしました。</p>

現行	改正案	解説
<p>(懇談会の運営)</p> <p>第28条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に係者の出席を求め、討議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(代表者会議の運営)</p> <p>第30条 代表者会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 代表者会議は、必要があると認めるときは、代表者会議に必要とする者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>3 運営会議代表者が代表者会議又はプレゼンテーションへの出席が困難なときは、第38条第12項の規定に基づき、運営会議代表者があらかじめ指名する運営会議委員又は運営会議座長が代理出席しなければならない。</p> <p>4 運営会議代表河川レンジャーが代表者会議又はプレゼンテーションへの出席が困難なとき、若しくは再任審査の該当者であるときは、第38条第13項の規定に基づき、運営会議代表河川レンジャーが指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。</p>	<p>[第1項]</p> <p>代表者会議の開催は、標準年間スケジュールとして、河川レンジャー希望者の審査時及び2月に予定する運営会議の開催後の計2回を想定しています。</p> <p>[第2項]</p> <p>再任審査を行う際の担当出張所長、指導・助言・支援を行う際の該当河川レンジャー等を想定しています。</p> <p>[第3項]</p> <p>運営会議の運営で規定していた運営会議代表者の代表者会議(現行では懇談会・講座のプレゼンテーション)への出席に関する条文を当該条文に移しました。</p> <p>[第4項]</p> <p>代表者会議への河川レンジャー代表の出席は、活動現場からの視点を重視するという改組の趣旨にとって、非常に重要なことです。</p> <p>このため、河川レンジャー代表が代表者会議に出席が困難な場合には、必ず、他の河川レンジャーが代理出席することとしました。</p> <p>また、代表者会議で再任審査を行う際、河川レンジャー代表自身が審査を受ける立場であった場合には、自身の審査に参加することは不適切であるため、必ず、他の河川レンジャーが代理出席することとしました。</p>
<p>2 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。</p> <p>4 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページ等に掲載の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨及び議事録並びに配付資料を掲載するものとする。</p>	<p>(代表者会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第31条 代表者会議は、原則として、公開とする。ただし、第14条第1項に規定する河川レンジャーの推薦を審査・決定するとき並びに第18条第4項及び第5項に規定する河川レンジャーの再任を審査・決定するときは、非公開とする。</p> <p>2 代表者会議事務局は、代表者会議を開催するに当たっては、事前に淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページに掲載の案内を掲示するものとする。</p> <p>3 代表者会議事務局は、代表者会議の開催後には、議事要旨及び議事録並びに配付資料を前項のホームページで公開する。ただし、非公開に係わる部分は、</p>	<p>[第1項・第3項ただし書き・第4項]</p> <p>河川レンジャーの推薦審査及び河川レンジャーの再任審査は、個人情報を取り扱う人格権に係わる会議となるため、非公開とし、守秘義務を負うこととしました。</p> <p>[第2項・第3項]</p> <p>懇談会の条文を踏襲しています。</p>

現行	改正案	解説
	<p>該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない結果を公開する。</p> <p>4 委員及び代表者会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>	
	<p>(代表者会議の非公開会議に係る情報開示)</p> <p>第32条 代表者会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。</p>	<p>運営会議及び推薦委員会と同様の条文としています。</p>
<p>(懇談会の開催)</p> <p>第29条 懇談会の開催は、座長が招集する。</p> <p>2 懇談会事務局は、原則として懇談会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 懇談会事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各委員あてに発信しなければならない。</p>	<p>(代表者会議の開催)</p> <p>第33条 代表者会議の開催は、会長が招集する。</p> <p>2 代表者会議事務局は、原則として代表者会議を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した代表者会議開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 代表者会議事務局は、原則として、代表者会議資料を代表者会議の開催日までに各委員あてに送付しなければならない。ただし、第31条第1項ただし書きの審査に係わる資料は送付しないものとする。</p>	<p>[第1項～第3項]</p> <p>懇談会の条文を踏襲しています。</p> <p>[第3項ただし書き]</p> <p>これまでの推薦委員会と同様に、個人情報に記載することになる審査資料は、個人情報を保護するため、事前送付は行わないこととします。</p>
	<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第34条 代表者会議は、講座の受講を修了し、河川レンジャーの審査の申請を受け付けた者を対象として、審査要領に基づき、審査に用いる情報を収集することを目的としたプレゼンテーションを開催するものとする。</p> <p>2 プレゼンテーションは、原則として、講座の最終日から4週間後を目処として開催するものとする。ただし、特別な事情により、事務所長が代表者会議会長の了承を得たときは、この限りでない。</p> <p>3 代表者会議事務局は、プレゼンテーションの開催に当たっては、講座の受講者に対し、開催日時、開催場所及び開催内容等を周知しなければならない。</p>	<p>プレゼンテーションは、講座の仕組みの変更に伴い、講座から分離して、別途、代表者会議が開催することとしたため、運営要領に規定しました。</p> <p>[第2項]</p> <p>過去2回の講座では、プレゼンテーション資料の作成期間として3週間を確保しており、受講者アンケートからも3週間を確保することが望ましい結果が得られています。</p> <p>このため、プレゼンテーションは、講座最終日からプレゼンテーション資料の作成期間3週間を確保した4週間後に開催することを原則としました。</p> <p>ただし、やむを得ず他を優先しなければならない場合も想定されることから、開催日を変更できる条文を付加しました。</p>
<p>(懇談会の事務局)</p> <p>第30条 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。</p> <p>2 懇談会事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び</p>	<p>(代表者会議の事務局)</p> <p>第35条 代表者会議の運営のために代表者会議事務局を置く。</p>	<p>懇談会の条文を踏襲しています。</p>

現行	改正案	解説
<p>運營業務受託者とする。</p>	<p>2 代表者会議事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者とする。</p>	
<p>第4章 河川レンジャー運営会議</p> <p>(運営会議の役割)</p> <p>第31条 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。</p> <p>(1) 運営会議に所属する河川レンジャーの活動計画、活動報告及び展開計画(案)</p> <p>(2) 運営会議に所属する河川レンジャーに対する助言・意見・支援</p> <p>(3) 懇談会への報告・提案内容</p> <p>(4) 運営会議に所属する河川レンジャーの審議・任命・再任・解任・辞任の了承</p> <p>(5) その他必要と認められる事項</p>	<p>第4章 河川レンジャー運営会議</p> <p>(運営会議の役割)</p> <p>第36-34条 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。</p> <p>(1) 運営会議に所属する河川レンジャーの活動計画、活動報告、支援方策及び展開計画(案)</p> <p>(2) 運営会議に所属する河川レンジャーに対する指導・助言・意見・支援</p> <p>(3) 代表者会議懇談会への報告・提案内容</p> <p>(4) 運営会議に所属する河川レンジャーの審議・任命・再任の妥当性確認・再任・解任の審議・辞任の了承</p> <p>(5) その他必要と認められる事項</p>	
<p>(運営会議の構成)</p> <p>第32条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 地元見識者 若干名</p> <p>(2) 河川レンジャー 全員</p> <p>(3) センター河川レンジャー 担当者</p> <p>(4) 沿川自治体 各1名</p> <p>(5) 担当出張所長 各1名</p> <p>2 前項第4号に規定する沿川自治体は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されている自治体とする。</p>	<p>(運営会議の構成)</p> <p>第37-32条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 地元見識者 若干名</p> <p>(2) 河川レンジャー 全員</p> <p>(3) センター河川レンジャー 担当者</p> <p>(4) 沿川自治体 各1名</p> <p>(5) 担当出張所長 各1名</p> <p>2 前項第4号に規定する沿川自治体は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されている自治体とする。</p>	
<p>(運営会議の組織)</p> <p>第33条 運営会議の委員は、前条第1項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p>	<p>(運営会議の組織)</p> <p>第38-33条 運営会議の委員は、前条第1項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。</p> <p>2 前条第1号の委員は、事務所長が選任する。</p> <p>3 前条第4号の委員は、事務所長が自治体の長又は河川担当部局等に選任を依頼する。</p> <p>4-2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは、第17条</p>	

現行	改正案	解説
<p>4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 運営会議に代表者を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 運営会議の議事進行のため、座長を置くことができるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 代表者は、会務を総理する。</p> <p>8 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員又は座長がその職務を代理する。</p> <p>9 前条第1項第4号及び第5号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>10 運営会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>	<p>各項に規定する任期に準じる。</p> <p>5 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>6 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>7 5 運営会議に代表者を置き、前条第1項第1号の委員から、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>8 運営会議に河川レンジャー代表を置き、前条第1項第2号の委員から、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>9 代表者及び河川レンジャー代表の任期は、選任された年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>10 6 運営会議の議事進行のため、座長を置くことができるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>11 7 代表者は、会務を総理する。</p> <p>12 8 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員又は座長がその職務を代理する。</p> <p>13 河川レンジャー代表に事故があるときは、河川レンジャー代表があらかじめ指名する河川レンジャーがその職務を代理する。</p> <p>14 9 前条第1項第4号及び第5号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>15 10 運営会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第16条第1項に規定する河川レンジャーの解任を審議するとき、第18条第3項から第5項に規定する河川レンジャーの再任の妥当性を確認するときは、第37条第1項第2号及び第3号の委員は、議決権を持たないものとする。</p>	<p>[第7項]</p> <p>運営会議は、河川レンジャーの地域母体となって河川レンジャーの運営を担うことから、その代表者は、地元見識者から選任して頂くことが望ましいため、当該条文を修正します。</p> <p>[第14項]</p> <p>担当出張所長の代理出席は困難であり、実績もありません。また、担当出張所長は、河川レンジャーとの調整等を行う担当出張所の責任者として、運営会議への出席が非常に重要であることから、代理出席を認めないように改正します。</p> <p>[第15項ただし書き]</p> <p>第10回懇談会での意見を踏まえ、河川レンジャー及びセンター河川レンジャーは、河川レンジャーによる自主的な運営への移行期である現時点では、河川レンジャーの解任審議及び再任の妥当性確認の際には、議決権を持たないことにしました。</p>
<p>(運営会議の運営)</p> <p>第34条 運営会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 代表者が懇談会への出席が困難なときは、前条第</p>	<p>(運営会議の運営)</p> <p>第3934条 運営会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2代表者が懇談会への出席が困難なときは、前条第</p>	<p>[旧第2・3項]</p> <p>運営会議代表者の代表者会議(現行では懇談</p>

現行	改正案	解説
<p>8項の規定に基づき、代表者があらかじめ指名する委員又は座長が代理出席しなければならない。</p> <p>3 代表者は、講座で開催する河川レンジャーとしてやりたい活動の発表（プレゼンテーション）及び第47条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、前条第6項の規定に基づき、代表者があらかじめ指名する委員又は座長が代理出席しなければならない。</p> <p>4 運営会議は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されていない沿川自治体に対し、オブザーバーとしての参加を求めることができる。</p>	<p>8項の規定に基づき、代表者があらかじめ指名する委員又は座長が代理出席しなければならない。</p> <p>3 代表者は、講座で開催する河川レンジャーとしてやりたい活動の発表（プレゼンテーション）及び第47条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、前条第6項の規定に基づき、代表者があらかじめ指名する委員又は座長が代理出席しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、第16条第1項に規定する河川レンジャーを解任する審議及び第18条第3項から第5項に規定する河川レンジャーを再任する審議の該当者となるときは、運営会議への出席を認めないものとする。</p> <p>3 運営会議は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されていない沿川自治体に対し、オブザーバーとしての参加を求めることができる。</p>	<p>会・講座のプレゼンテーション）への出席に関する条文は、代表者会議の運営（第30条第3項）に移して規定することにしました。</p> <p>[第2項] 運営会議で解任又は再任の審議を行う際、審議される立場の河川レンジャーが審議に参加することは不適切であるため、このような場合には、運営会議への出席を認めない条文を追加しました。</p>
<p>（運営会議の情報公開及び守秘義務）</p> <p>第35条 運営会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの再任・解任に係わる審議を行うとき及び第15条第6項に規定する弁明の機会を開催するときは、非公開とする。</p> <p>2 運営会議の議事要旨及び配付資料を淀川管内河川レンジャーのホームページ等で公開する。ただし、非公開に係わる部分は、前項の該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</p> <p>3 運営会議の委員及び運営会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>	<p>（運営会議の情報公開及び守秘義務）</p> <p>第40条 35条 運営会議は、原則として、公開とする。ただし、第16条第1項に規定する河川レンジャーの解任を審議するとき及び第18条第3項から第5項に規定する河川レンジャーの再任の妥当性を確認するとき並びに河川レンジャーの再任・解任に係わる審議を行うとき及び第16条45条第6項に規定する弁明の機会を開催するときは、非公開とする。</p> <p>2 運営会議事務局は、議事要旨及び配付資料を淀川管内河川レンジャーのホームページ等で公開する。ただし、非公開に係わる部分は、前項の該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない結果議事要旨を公開する。</p> <p>3 運営会議の委員及び運営会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>	<p>[第1項] 他の条文の表現と整合させるため、修正しました。</p>
<p>（運営会議の非公開会議に係る情報開示）</p> <p>第36条 運営会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。</p>	<p>（運営会議の非公開会議に係る情報開示）</p> <p>第41条 36条 運営会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。</p>	
<p>（運営会議の開催）</p> <p>第37条 運営会議の開催は、代表者が招集する。</p>	<p>（運営会議の開催）</p> <p>第42条 37条 運営会議の開催は、代表者が招集する。</p>	

現行	改正案	解説
<p>2 運営会議事務局は、運営会議を開催するに当たっては、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した運営会議開催の通知をしなければならない。</p>	<p>2 運営会議事務局は、運営会議を開催するに当たっては、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した運営会議開催の通知をしなければならない。</p>	
<p>(運営会議の事務局) 第38条 運営会議の運営のために運営会議事務局を置く。 2 運営会議事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び担当出張所の担当職員並びに運営業務受託者とする。</p>	<p>(運営会議の事務局) 第43条 38条 運営会議の運営のために運営会議事務局を置く。 2 運営会議事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び担当出張所の担当職員並びに運営業務受託者とする。</p>	
<p>第5章 淀川管内河川レンジャー会議 (レンジャー会議の役割) 第39条 レンジャー会議は、河川レンジャーとしてふさわしい活動を推進するために、次の各号に掲げる事項を討議する。 (1) 活動内容の確認 (2) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換 (3) 新たな活動の抽出 (4) 技能や能力の向上への取り組み (5) その他必要と認められる事項</p>	<p>第5章 淀川管内河川レンジャー会議 (レンジャー会議の役割) 第44条 39条 レンジャー会議は、河川レンジャーとしてふさわしい活動の推進及び河川レンジャーによる自主的な運営を目指してするために、次の各号に掲げる事項を実施討議する。 (1) 活動内容の確認 (2) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換 (3) 新たな活動の抽出 (4) 技能や能力の向上への取り組み (5) 講座及び研修の企画・運営 (6 5) その他必要と認められる事項</p>	<p>第8回懇談会(H19.11.30)において、将来、河川レンジャー会議が自主運営母体となって、河川レンジャーが中心となった運営を実現していくことが決定しています。 このため、この目的と具体の取り組み(講座及び研修の企画・運営)を運営要領に位置付けました。</p>
<p>(レンジャー会議の構成) 第40条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる者及びオブザーバーをもって構成する。 (1) 河川レンジャー 全員 (2) センター河川レンジャー 全員 2 オブザーバーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 淀川河川事務所の担当職員 (2) 運営業務受託者</p>	<p>(レンジャー会議の構成) 第45条 40条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる者及びオブザーバーをもって構成する。 (1) 河川レンジャー 全員 (2) センター河川レンジャー 全員 2 オブザーバーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 河川レンジャーを退任された有志者 (2 1) 淀川河川事務所の担当職員 (3 2) 運営業務受託者</p>	
<p>(レンジャー会議の組織) 第41条 レンジャー会議に座長を置き、センター河川レンジャーの中から、互選によりこれを定める。</p>	<p>(レンジャー会議の組織) 第46条 41条 レンジャー会議に座長を置き、センター河川レンジャーの中から、互選によりこれを定める。</p>	

現行	改正案	解説
<p>2 座長は、会務を総理する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する他のセンター河川レンジャーがその職務を代理する。ただし、他にセンター河川レンジャーがいないときは、河川レンジャーの中から指名するものとする。</p>	<p>2 座長は、会務を総理する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する他のセンター河川レンジャーがその職務を代理する。ただし、他にセンター河川レンジャーがいないときは、河川レンジャーの中から指名するものとする。</p> <p>4 レンジャー会議は、必要に応じて部会を置くことができるものとする。</p> <p>5 部会の組織、運営、その他必要な事項については、運営細則に別途定めるものとする。</p>	<p>[第4項]</p> <p>平成20年1月から発足させている「講座研修実行委員会」は、今年度の試行により、多くの河川レンジャーの方に浸透してきたことから、今回の改組と併せて、現体制のまま、レンジャー会議の部会として位置付けます。</p> <p>また、部会は、今後、レンジャー活動の推進に必要な部会など、講座研修実行委員会以外の部会も想定しています。</p> <p>このため、当該条文は、講座研修実行委員会に限定しないことにしました。</p> <p>[第5項]</p> <p>部会に関する事項は、取り組みの進捗によって、随時変更する必要があることから、運営細則で定めることにしました。</p>
<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第42条 レンジャー会議は、必要に応じて随時開催する。</p>	<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第4742条 レンジャー会議は、必要に応じて随時開催する。</p>	
<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第43条 レンジャー会議の開催は、座長が招集する。</p> <p>2 レンジャー会議の招集をするに当たっては、事前に開催内容について、他のセンター河川レンジャー、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者と協議を行うものとする。</p>	<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第4843条 レンジャー会議の開催は、座長が招集する。</p> <p>2 座長は、レンジャー会議を開催の招集をするに当たっては、事前に開催内容について、他のセンター河川レンジャー、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者と協議を行うものとする。</p>	
<p>第6章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会</p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第44条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、別途定める「淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領」に基づき、公平中立な立場で河川レンジャー審査を申請した者を審査し、決定した河川レンジャー候補者を登録するとともに、河川レンジャー候補</p>	<p>削除</p>	<p>今回の懇談会で提案しました「河川レンジャー検討・運営組織の改組」を反映し、推薦委員会に関する規定を削除します。</p>

現行	改正案	解説
<p>者の中から河川レンジャー推薦者を決定し、運営会議に推薦することを目的とする。</p>		
<p>(推薦委員会の構成) 第45条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。 2 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1) 学識経験者及び見識者 若干名 (2) 大阪府河川室 1名 (3) 京都府河川整備管理室 1名 3 オブザーバーは事務所長とする。</p>	<p>削除</p>	
<p>(推薦委員会の組織) 第46条 推薦委員会の委員は、前条第2項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。 5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。 7 委員長は、会務を総理する。 8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。 9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。 10 推薦委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>	<p>削除</p>	
<p>(推薦委員会の運営) 第47条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。 2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー審査の申請者の審査に関わる資料を作成する。 3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取</p>	<p>削除</p>	

現行	改正案	解説
<p>する場を設置することができる。</p> <p>4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとしてやりたい活動の発表（プレゼンテーション）に過半数以上の委員を出席させなければならない。</p> <p>5 本要領に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。</p>		
<p>（推薦委員会の情報公開及び守秘義務）</p> <p>第48条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」に基づき、次の各号に掲げる審査結果を淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページ等で公開する。</p> <p>（1）河川レンジャー審査の申請者の総数</p> <p>（2）決定した河川レンジャー推薦者の講座受講番号</p> <p>（3）決定した河川レンジャー候補者の講座受講番号</p> <p>2 推薦委員会は、河川レンジャー審査の申請者に対して審査結果を文書で通知する。</p> <p>3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。</p> <p>4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。</p>	削除	
<p>（推薦委員会に係る情報開示）</p> <p>第49条 推薦委員会は、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。</p>	削除	
<p>（推薦委員会の開催）</p> <p>第50条 委員長は、河川レンジャー審査の申請完了を受けて、推薦委員会を招集する。</p> <p>2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。</p>	削除	
<p>（推薦委員会の事務局）</p> <p>第51条 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。</p> <p>2 推薦委員会事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び運営業務受託者とする。</p>	削除	

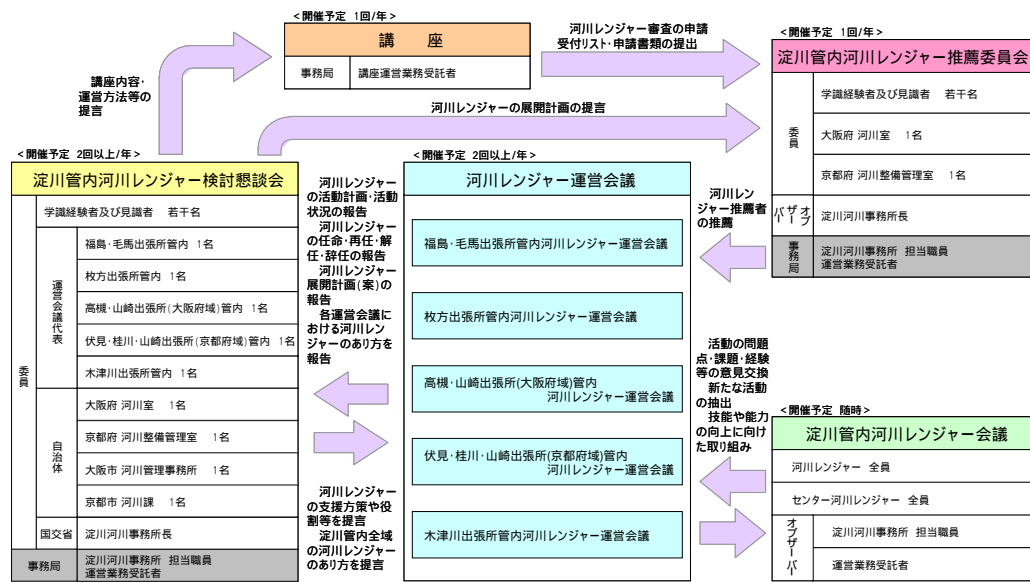
現行	改正案	解説
<p>第7章 講座</p> <p>(講座の役割)</p> <p>第52条 講座は、一般及び河川レンジャーを目指す者を対象に「淀川を知り、河川レンジャーの立場で淀川を考える」をテーマとした講義と実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1) 淀川に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2) 河川レンジャーの基礎的知識及び技術の付与</p> <p>(3) 淀川に関する知識の付与</p> <p>(4) 河川レンジャーの募集</p> <p>(5) 河川レンジャー審査に用いる審査情報の収集</p> <p>(6) 河川レンジャー審査の申請受付</p>	<p>第67章 講座・研修</p> <p>(講座及び研修の役割)</p> <p>第49条 52条 講座は、一般及び河川レンジャーを目指す者を対象に「淀川を知り、河川レンジャーの立場で淀川を考える」をテーマとした講義と実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1) 淀川に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2) 河川レンジャーの基礎的知識及び技術の付与</p> <p>(3) 淀川に関する知識の付与</p> <p>(4) 河川レンジャーの募集</p> <p>(5) 河川レンジャー審査に用いる審査情報の収集</p> <p>(6) 河川レンジャー審査の申請受付</p> <p>2 研修は、河川レンジャーとしてふさわしい幅広い分野の活動の推進及び活動水準の向上を図るため、河川レンジャーを対象に河川レンジャーとしての技能や能力を向上させることを目的とする。</p>	<p>[第1項]</p> <p>講座の仕組みの変更に伴い、これまで、講座で実施してきた「河川レンジャー希望者の審査に用いる情報の収集」「河川レンジャー審査の申請受付」は、代表者会議で実施するため、講座の役割から削除します。</p> <p>[第2項]</p> <p>第8回懇談会(H19.11.30)での意見を踏まえ、講座研修実行委員会で企画・運営を行う、河川レンジャーの技能や能力を向上するための研修を運営要領に位置付けました。</p>
<p>(講座の構成)</p> <p>第53条 講座は、淀川発見講座及びレンジャー養成講座で構成する。</p> <p>2 淀川発見講座は、淀川を知り、河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 レンジャー養成講座は、淀川で河川レンジャーとして活動していくための知識と技術を得るための講座とする。</p>	<p>(講座の構成)</p> <p>第50条 53条 講座は、淀川発見講座及びレンジャー養成講座で構成する。</p> <p>2 淀川発見講座は、淀川を知り、河川レンジャーへの興味と志望する動機を与えるに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。淀川への関心と愛護心を促し淀川を知り、河川レンジャーへの興味と志望する動機を与えるに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 レンジャー養成講座は、淀川で河川レンジャーとして活動していくための基礎的な知識と技術を得るための講座とする。</p>	
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第54条 淀川発見講座の受講者は、淀川流域在住の満18歳以上の者であって、次の各号に掲げる何れかの条件に該当する者とする。</p> <p>(1) 公募により受講を受け付けた者</p> <p>(2) 地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者</p> <p>2 レンジャー養成講座の受講者は、淀川発見講座の受講を修了した者とする。</p>	<p>(講座の受講要件及び研修の受講対象者)</p> <p>第51条 54条 淀川発見講座の受講者は、淀川流域在住の満18歳以上の者であって、次の各号に掲げる何れかの条件に該当する者とする。</p> <p>(1) 公募により受講を受け付けた者</p> <p>(2) 地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者</p> <p>2 レンジャー養成講座の受講者は、淀川発見講座の受講を修了した者とする。</p> <p>3 研修の受講者は、河川レンジャーとする。ただし、必要があると認めるときは、河川レンジャーの協力</p>	<p>[第3項]</p> <p>救急救命の講習会など、レンジャー活動を実施するうえで、河川レンジャーの協力スタッフ</p>

現行	改正案	解説
	<p>スタッフや一般住民等も受講することができるものとする。</p>	<p>にも受講して頂いておくことが望ましい研修は、河川レンジャー以外の方にも受講できるようにします。 さらに、研修の内容等に応じて、一般住民も受講できるようにします。</p>
<p>(講座の運営) 第55条 講座は、原則として、年1回の開催とする。 2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。 3 講座事務局は、推薦委員会に対し、河川レンジャー審査の申請受付リスト及び申請者から受領した申請書類を提出する。</p>	<p>(講座及び研修の企画・運営) 第5255条 講座は、原則として、年1回の開催とする。 2 研修は、必要に応じて随時開催する。 3 講座及び研修の企画・運営は、レンジャー会議の部会が行う。 42 講座及び研修の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。 3 講座事務局は、推薦委員会に対し、河川レンジャー審査の申請受付リスト及び申請者から受領した申請書類を提出する。</p>	
<p>(講座の開催) 第56条 講座は、講座事務局が開催する。 2 講座事務局は、講座の開催に当たっては、講座内容及び実施概要の広報を行わなければならない。</p>	<p>(講座及び研修の開催) 第5356条 講座及び研修は、淀川河川事務所及びレンジャー会議の部会講座事務局が開催する。 2 淀川河川事務所講座事務局は、講座の開催に当たっては、講座内容及び実施概要の広報を行わなければならない。 3 センター河川レンジャーは、研修の開催に当たっては、河川レンジャー等に対し、開催日時、開催場所及び研修内容を周知しなければならない。</p>	
<p>(講座の事務局) 第57条 講座の運営のために講座事務局を置く。 2 講座事務局は講座運営業務の受託者とする。</p>	<p>削除</p>	
<p>第8章 雑則</p>	<p>第78章 雑則 (細則等) 第54条 事務所長は、この運営要領の実行に必要な次の各号に掲げる細則等を別途定めるものとする。 (1) 淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領施行細則 (2) 淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領</p>	

現行	改正案	解説
<p>(運営要領の改正)</p> <p>第58条 この運営要領を改正するときは、運営会議、懇談会または推薦委員会において改正内容を検討し、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>	<p>(運営要領の改正)</p> <p>第55-58条 この運営要領を改正するときは、代表者会議運営会議、懇談会または推薦委員会において改正内容を検討し、代表者会議懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>	
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成16年12月10日から施行する。</p> <p>改正 平成18年3月8日</p> <p>改正 平成19年3月23日</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成16年12月10日から施行する。</p> <p>改正 平成18年3月8日</p> <p>改正 平成19年3月23日</p> <p>改正 平成 年 月 日</p>	<p>今回の運営要領の改正は、前回の第10回懇談会（H20.12.5）後に、懇談会委員の皆様からお聴きしたご意見を反映した当該改正案を川上座長にご承認頂いたうえで行います。</p> <p>改正日は、川上座長にご承認を頂いた日とします。</p>

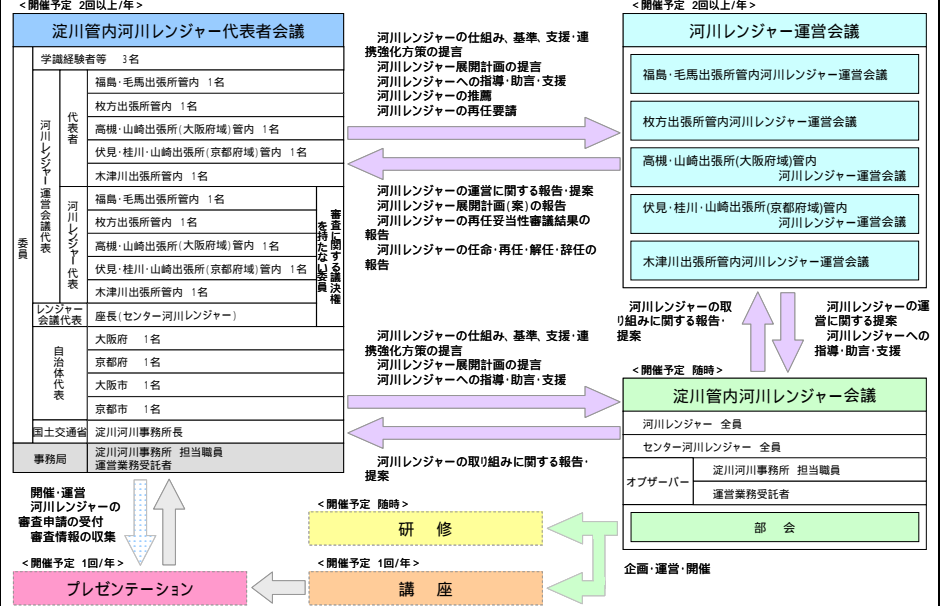
現行

淀川管内河川レンジャー機構図(別紙-1)

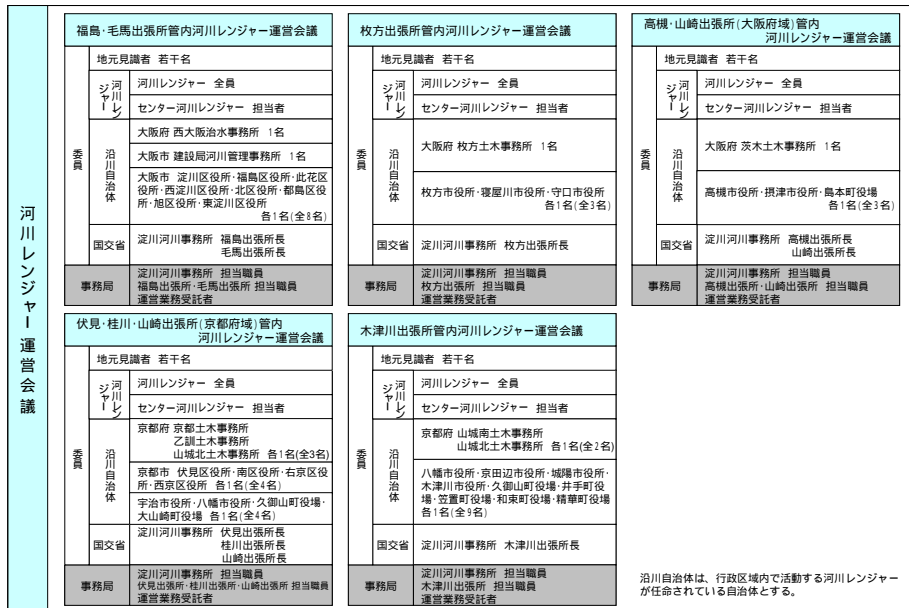


改正案

淀川管内河川レンジャー機構図(別紙-1)



淀川管内河川レンジャー機構図(別紙-2)



淀川管内河川レンジャー機構図(別紙-2)

